

平成27年第2回士別市議会臨時会会議録索引

5月8日（金曜日）

本日の会議事件	1
出席議員	1
出席説明員	1
事務局出席者	2
開会宣告	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
日程第 1 会期の決定について	5
日程第 2 議案第58号 士別市税条例等の一部を改正する条例について	5
日程第 3 議案第59号 平成27年度士別市一般会計補正予算（第1号）	6
日程第 4 議案第60号 固定資産評価員の選任について	9
日程第 5 議案第61号 議員の派遣について	9
閉会宣告	10
署名議員	11
議決結果表	12

平成27年第2回士別市議会臨時会会議録

平成27年5月8日（金曜日）

午後 1時30分 開会

午後 1時50分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第58号 士別市税条例等の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第59号 平成27年度士別市一般会計補正予算（第1号）

日程第 4 議案第60号 固定資産評価員の選任について

日程第 5 議案第61号 議員の派遣について

閉会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	藤森裕悦君

市立病院局長 三好信之君

教育委員会長

五十嵐 紀子 君

教育委員会長

安川 登志男 君

教育委員会長
生涯学習部

菅井 勉 君

農業委員会長

松川 英一 君

農業委員局長

小ヶ島 清一 君

監査委員

吉田 博行 君

監査委員
事務局監査課長

穴田 義文 君

事務局出席者

議会事務局長

石川 敏 君

議会事務局
議総事務局局長

浅利 知充 君

議会事務局
議総事務局主査

前畑 美香 君

議会事務局
議総事務局主事

粕谷 幸広 君

(午後1時30分 開会)

○議長(丹 正臣君) 平成27年第2回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) 本臨時会の会議録署名議員には、12番 出合孝司議員、13番 国忠崇史議員、14番 井上久嗣議員を指名いたします。

○議長(丹 正臣君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(石川 敏君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第58号 士別市税条例等の一部を改正する条例について

議案第59号 平成27年度士別市一般会計補正予算(第1号)

議案第60号 固定資産評価員の選任について

2. 議員から送付された議案は次のとおりである。

議案第61号 議員の派遣について

3. 指定している専決処分について市長から送付された報告は次のとおりである。

損害賠償の額を定めることについて

4. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
27.3.20	農協関係法制度の見直しに関する意見書	27.3.20	内閣総理大臣 農林水産大臣
〃	T P P 交渉等国際貿易交渉に関する意見書	〃	内閣総理大臣 外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
27.3.20	労働者保護ルール改正に反対する意見書	27.3.20	内閣総理大臣 厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当) 内閣府特命担当大臣 (規制改革担当) 衆議院議長 参議院議長

5. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	牧野勇司	副市長	相山佳則
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰	市民部長	法邑和浩
保健福祉部長	川村慶輔	経済部長	金章
建設水道部長	沼田浩光	朝日総合支所長	藤森裕悦
市立病院 事務局長	三好信之	総務部次長兼 財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	中舘佳嗣
総務部市史 編さん室長	渡辺敏嗣	市民部次長兼 環境生活課長	千葉靖紀
保健福祉部 次長兼福祉課長	田中寿幸	保健福祉部 こども・子育て 応援室長	佐々木幸美
保健福祉部健康 長寿推進室長兼 介護保険課長	得字繁美	経済部次長兼 国営農地再編推 進室長兼 農業振興課長	井出俊博
建設水道部技監 兼建築課長	工藤博文	朝日総合支所 次長兼地域住民 課長(併)生涯 学習部次長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	長南広基
会計室長	竹内雅彦	市立病院事務局 次長兼総務課長	加藤浩美
企画課長	青木伸裕	秘書広報課長	東川晃宏
総務課長兼市史 編さん室参事 (併)選挙課長	鴻野弘志	税務課長	武田泰和
商工労働観光 課長	岡崎浩章	税務課主幹	古川敬

教育委員会 委員長	五十嵐 紀子	教育委員会 委員長 職務代理者	千田 秀昭
教育委員会 教育委員長	安川 登志男	教育委員会 生涯学習部長	菅井 勉
生涯学習部次長 兼学校教育課長	村上 正俊	生涯学習部次長 兼図書館長兼生 涯学習情報セン ター所長(併) 市史編さん室 参事	水田 一彦
生涯学習部次長 兼地域教育課長 兼朝日公民館長 兼あさひサンプ イズホール館長	漢 幸雄	合宿の里推進室 長兼 スポーツ課長兼 総合体育館長兼 青少年会館長	加納 修
農業委員会 会長	松川 英一	農業委員会 会長職務代理者	飛世 薫
農業委員会 事務局 会長	小ヶ島 清一	農業委員会 総務課 会長	大平 稔
監査委員	吉田 博行	監査委員 事務局監査課長	穴田 義文

6. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	石川 敏	議会事務局 総務課 局長	浅利 知充
議会事務局 総務課 主査	前畑 美香	議会事務局 総務課 主事	粕谷 幸広

以上報告する。

平成 27 年 5 月 8 日

士別市議会議長 丹 正 臣

○議長（丹 正臣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第 2、議案第 58 号 士別市税条例等の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 58 号士別市税条例等の一部を改正する条例についてその概要をご説明申し上げます。

今回の改正は、平成 27 年 3 月 31 日付けで地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の

一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が交付され、いずれも4月1日付での施行に伴い士別市税条例等の一部改正を行うものであります。

まず、地方税法の改正に伴う市民税に関する主な改正についてですが、1点目は、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を1年半延長し、平成31年6月30日まで延長するものであります。

2点目は、平成27年4月1日以降のふるさと納税に係る寄付金税額控除の適用について、これまでの確定申告が必要だった仕組みから、給与所得者等が申告せずに控除の適用をうけることができるワンストップ特例を創設する改正であります。

次に、軽自動車税についてであります。

二輪車等の税率引き上げについては、昨年条例改正し、本年4月1日から適用することになっていましたが、地方税法の施行が1年延長され、平成28年4月1日からの適用となったことに伴い改正するものであります。

また、軽自動車税のグリーン化特例制度の導入として、一定の環境性能を有する軽自動車などで、本年4月1日以降の新規車両番号の指定を受けた車両については、その燃費性能に応じ、概ね75%、50%、25%の減税措置を適用するものです。

次に固定資産税及び都市計画税についてですが、平成27年度の固定資産評価替えに伴い、現在、税負担の調整均衡を図るために実施している負担調整措置を3年間継続実施するための改正であります。

次に市たばこ税についてですが、6銘柄ある旧3級品の製造たばこに係る特例税率の見直しによるもので、平成28年度から31年度まで、段階的に税率を引き上げるための改正であります。

これら以外の改正については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法に対応するための整備のほか、寄附金控除の適用対象の適正化を図るため、市が定めることのできる税額控除の適用となる寄附は士別市に事務所、事業所を有するものに対する場合に限定する改正、合わせて地方税法の改正により市税条例の条項、または文言の整理を行うものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第3、議案第59号 平成27年度士別市一般会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第59号、平成27年度士別市一般会計補正予算第1号について、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正は、世界のめん羊館管理運営事業のほか、上士別小中学校改築事業費の追加計上など、

当面の措置を要するものについて、所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について順次ご説明申し上げます。

まず歳出予算についてですが、商工費では、世界のめん羊館管理運営事業においてめん羊の飼料とする草地の作業用トラクターが故障したものの、部品供給が行われておらず修理が困難な状態であることから、北海道備荒資金組合の車両譲渡事業を活用し更新するものであり、支払方法が5カ年での償還で、そのうち元金償還は1年据置となることから、利子分の4万円を計上しました。

次に土木費では、本年1月30日付けで公表された平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価の決定により、全職種平均4.2%の引き上げが実施され、賃金等の急激な変動が生じたところです。これに伴い、つくも団地A棟建築主体工事においては工事請負契約書第25条第6項の規定に基づく急激な物価等の変動による変更契約の条項を適用させ、残工事費を再積算の上、1%を超える費用、116万5,000円を追加計上しました。

教育費では、上士別小中学校建築主体工事において同様の措置を講じ、小学校分として1,058万9,000円、中学校分として1,118万8,000円、あわせて2,169万7,000円を追加計上しました。なお、これらに要する財源については、地方債の特定財源のほか地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

また、債務負担行為の追加及び地方債の変更については、歳出予算との関連から所要の措置を講じました。

以上、今回の補正の概要をご説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(降壇)

○議長(丹 正臣君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

○議長(丹 正臣君) 斉藤議員。

○16番(斉藤 昇君) 1点だけ質問しておきたいと思います。今工事請負費の関係で、労賃の4.2%の引き上げ分というふうに説明されましたけれども、これ補正が通った場合に実際に働いている人たちに、この4.2%分が上乘せされて、そして支払われていくのかどうか。この点はどうか考えでしょうか。

○議長(丹 正臣君) 中峰総務部長。

○総務部長(中峰寿彰君) お答えいたします。今回労務単価の引き上げということでありまして、いわゆるインフレスライド条項これを用いて補正をさせていただくということでありまして、そんな中で、現状においては、賃金等全てを把握できているわけではありませんけれども、適正な労働環境の確保という観点から適宜労務単価等の取り扱い、これらに対する調査を行ってきております。平成25年度で申し上げますと、その中で概ね7割の事業所等においては、きちんと反映をしているということでもあります。そういったことも含めまして今後も公共調達基本指針これを策定しておりますので、これに基づいてこうした調査を実施するとともに、賃金や社会保険など含めて働きやすい労働環境が確保されるように行政として働きかけをして参りたいと考えているところです。以上です。

○議長(丹 正臣君) 斉藤議員。

○16番(斉藤 昇君) これは補正が通って業者に支払われるわけだけれども、労働者に賃金としてきちんとその分が支払われているのかというそういう追跡調査なりをきちんとやっぱり行うべき

ものでないかと思うのだけれども、こちら辺はどういうふうにして把握をするものなんでしょう。

○議長（丹 正臣君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 今回補正予算として提出していただいている変更契約にかかる金額につきましては、インフレスライドということで、労務単価の急激なアップに伴って、変更契約をするための予算ということであります。実際に変更契約の積算にあたりましては、労務費はもちろんであります。資材等も一部上がっているということを加味した、国が定めた設計単価これに沿って再積算をしているということになっておりましてそういう意味では、個々の予算額の中にはそういった賃金資材等の変動額が含まれているということでございます。そこで議員お話のとおり、こうした変更契約をした後に実際どういった賃金が払われているかということにつきましては、従来から例年11月を目途に全事業所に対して賃金の支払い状況等についての調査を行っておりましてそういった調査をもって、実際の支払い状況等についても把握していきたいという考えであります。以上です。

○議長（丹 正臣君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君） それとこれまでもそういった補正なんかが組まれる場合もあったわけだけれども、それは追跡調査をしてきちんと支払われているということは、市としてはどういうふうにして、ただの聞き取りだけでやるのか、実際に支払われている賃金台帳なんかを示していただいてそれらに基づいてきちんとした検討を加えると、こういうふうにしていかれるのかこちら辺はどうお考えでしょう。

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） お答えいたします。先ほども申し上げておりますけれども、一定の時期に例えば25年で申し上げると11月の時期にこれは市の方で様式をひとつ作成しまして、この調書に基づいて各事業者の方に提出いただくというような方法を取っております。実際にどういう形で支払われているかまでも細部あるいは詳細の調査ということでは、実施しておりませんが、各事業者さんの紳士的な対応を持って判断するというので、一定の調書の中でわたくしどもは判断させていただいているという状況です。以上です。

○議長（丹 正臣君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君） そうすると、これから補正がとおって、それで支払がされていくと思うのだけれども、これらについてはそれぞれの業者に市から支払われる期限というのはいつなのか。そういう補正なども含めて適切に労務単価が、そして福利厚生分野も含めて支払われるように、よく注意をして見ていただきたいと思うのだけれども、この点はいかがでしょう。

○議長（丹 正臣君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 今回補正予算の議決をいただいた後に、実際の変更契約についてはその後すみやかに締結をさせていただきたいというふうに思っております。その契約変更については次の直近の議会で専決処分として報告させていただくという予定でございます。変更契約後の支払いにつきましては、契約書にのっとりまして今回でいうと前払いでもうすでに支払っている部分は当然でございますが、変更契約分については、その完了に伴ってすみやかにお支払するというような運びになります。実際の賃金の支払い時期をその都度調査するという事は、考えておりませんが、実際の工事が終わった後に毎年一定の時期に調査をしていく上で、このほかにも各事業所については適正な賃金の支払い等については行っていただくような通知、依頼等も行っておりますので、そ

ういった通知をもとに実際の状況を把握させていただいてその上で、こういった変更契約に伴う賃金等の影響分についても適切にお支払いいただくように、依頼をしていくという考えでございます。以上です。

○議長（丹 正臣君） ほかにご発言ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。
本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第 4、議案第 60 号 固定資産評価員の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 60 号、固定資産評価員の選任について、ご説明申し上げます。

固定資産評価員でありました大崎良夫前市民部長の後任に法邑和浩市民部長を選任したく、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） お諮りいたします。
本案については原案に同意することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第 60 号は原案同意と決定いたしました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第 5、議案第 61 号 議員の派遣についてを議題に供します。

本案については 5 月 25 日、名寄市で開催されます北海道市議会議長会道北支部議長会に正副議長を派遣しようとするものであります。本案については提案者の説明を省略いたします。

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。
本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第 61 号は原案のとおり決定されました。

○議長（丹 正臣君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

平成 27 年第 2 回臨時会は、これをもって閉会いたします。
御苦労さまでした。

(午後 1 時 5 0 分 閉会)

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 5 月 8 日

士別市議会議長 丹 正 臣

署 名 議 員 出 合 孝 司

〃 国 忠 崇 史

〃 井 上 久 嗣

平成 27 年第 2 回臨時会議決結果表

平成 27 年 5 月 8 日 開会

平成 27 年 5 月 8 日 閉会

議案番号	件名	議決月日	結果
	会期の決定について	5.8	決定
議案 58	士別市税条例等の一部を改正する条例について	〃	原案可決
議案 59	平成 27 年度士別市一般会計補正予算 (第 1 号)	〃	〃
議案 60	固定資産評価員の選任について	〃	原案同意
議案 61	議員の派遣について	〃	原案可決